

この度の東日本大震災への対応に当たっては、3月11日の東北地方太平洋沖地震発生以来、被災した市民の救助・救済や災害復旧のため、日夜御尽力されていることに感謝と敬意を表します。

大地震の発生と津波の襲来は、多くの市民の尊い命と生活を奪い、未曾有の災害をもたらしました。さらに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故の発生は、放射性物質の放出・飛散という深刻な事態を引き起こし、それが災害復旧の大きな支障となって、地震や津波の被害から立ち直ろうとする本市に計り知れない損害を及ぼしたものであります。

加えて、4月11日・12日には、大規模な余震が本市を襲い、土砂災害等により人命が失われ、復旧の途上にあった主要なライフラインが再び損壊するなど、特に南部地区において大きな被害が生じたところであります。

今なお、長引く避難生活からの疲弊に耐えながら救済を待つ市民が数多くいる中、原発事故発生以来、放射性物質への不安と農水畜産物への影響、さらには風評被害によって、日常生活や事業への大きな打撃を被りながら生活することを強いられている市民の苦境を一日も早く解消し、本市に暮らす全ての人たちが、あらゆることの再建・復興に向けて力強く歩み出せるよう、市の体制や施策を整備することが急務と考えるところであります。

つきましては、いわき市議会東日本大震災対策本部として、災害復旧・復興のために必要不可欠な事項を次のとおり要望いたしますので、特段の御配慮をくださるようお願い申し上げます。

1 被災者支援について

(1) 避難生活者の早期入居

避難生活者の自立を支援するため、一時住宅提供の希望者全員が漏れなく早期に入居できるよう、仮設住宅の早期建設も視野に入れながら体制を整備すること。この場合においては、入居条件を緩和して弾力的に適用し、対象外者を減じるよう努めること。

(2) 帰郷、集落復興体制の構築

大規模広範被災地域の復興のため、当該地域から避難している住民が元の生活地域へ帰郷し、集落等を再建し、再び地域コミュニティを維持して生活できるよう、支援のための組織体制を構築すること。

(3) こころのケア

被災避難者とりわけ高齢者や子どもに対する心身の健康に関するケアを充実させること。

(4) 被災者への支援の継続

被災者に対しては、継続して支援を実施することとし、一時住宅への入居後も、生活用品や物資の支援の受入れ・提供に余念の無いよう取り計らうなど、断片的または一過性の対応とならないよう、行き届いた支援を維持すること。

(5) 他地区からの居住者受け入れ態勢の整備

他地区（特に相双地区）からの避難者の受入態勢を整備すること。

2 立法措置及び制度の整備について

(1) まちづくりを進める上での基礎的条例としての各種法規制の緩和

震災後のまちづくりに関し、復興を進める上で支障となる市例規上の規制を撤廃するよう、例規を改正すること。

(2) 無秩序な開発に対する各種法規制の時限的施行

震災後の無秩序な開発を規制し、抑止するため、時限的な法的措置を講ず

ることを国に求めること。

(3) 大震災復興のための特区制定を国に求めること

市街化調整区域などの規制にとらわれず宅地の高台移転などの復興計画を構想できるよう、被災地に適用される都市計画法を初め既存法の規制を取り除くため、大震災復興特区の制定を国に求めること。

(4) 災害復旧事業の採択基準の緩和

私道や民間宅地の法面崩落箇所、住宅地内液状化についても、公費による災害復旧事業の施行ができるよう法令上の緩和措置を講ずること。

3 助成制度について

(1) 中小企業者への融資制度並びに補助制度を含む支援を強化すること

(2) 震災を理由とした解雇を防止し、雇用の安定を図るため、雇用調整助成金を拡充し、所得税・法人税の減免等の措置を講ずること。

(3) 個人住宅の震災被害に関する支援・融資制度の拡充

住宅の震災被害について、一部損壊の場合や敷地等の被害も助成の対象とするなど、支援の拡充を図ること。また、融資制度の充実を図ること。

(4) 福祉、教育分野の施設・設備の補修等の経費について負担軽減措置や基準緩和措置など財政上の措置を講ずること。

(5) 震災で被災した生徒が安心して通学できるよう、学費・教育費の減免を行うことについて特段の措置を行うこと。

4 福島第一原子力発電所の事故及び放出された放射性物質への対応について

(1) 放射能対策医療・健康管理体制の確立・充実

放射能の影響から子どもたちを守り、市民の適切な健康管理を行うため、放射能や被ばく医療の専門家による調査・研究体制を確立し、医療提供機能

の充実を図ること。併せて、保護者へのセミナーを開催し、相談窓口を設けることなどにより、安全・安心の向上に努めること。

原子力発電所から30km圏内周辺地域については、特に留意すること。

(2) 放射線量モニタリングと結果公表体制の確立

モニタリングポストを各地区ごとに設置するなど、市独自の放射線量のモニタリング体制を確立して永続的に維持し、その結果を継続して公表すること。

(3) 生産物の定期的な放射線量モニタリングの実施と結果公表

農林水産物・畜産物、土壌、水質及び工業製品についての放射線量の定期的なモニタリングを実施し、その結果を公表するとともに、専門家による分析・評価・技術的指導や助言を実施すること。

(4) 原発補償・原発対策

原子力損害に関し、国及び東京電力株式会社に対して、風評被害や個人被害等も含めて正当な賠償・補償の早期実施を求め、かつ、復興については、地震・津波災害とは別個の枠組みで立法措置を講ずることを求めること。さらに、本市の置かれた地理的・経済的状況と原子力対策の現場との戦略的関係を勘案し、原子力災害現地対策本部を本市に設置するよう求めること。

(5) 風評被害対策

風評被害に対する対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。

(6) 総被曝線量の年間許容限度の厳重な注視と避難対策

総被曝線量の年間許容限度に関する基準について、児童生徒の安全及び保護者の理解と安心が得られるものとするよう国に強く求め、かつ、市が主体的に判断し、校舎・校庭の利用制限や、一定量を超えた場合の妊婦、乳幼児、児童生徒の疎開・避難対策を検討すること。

(7) 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定については、放射線量のモニタリング結果に基づき、住民への十分な説明を経た上で適時適切に見直しを行うよう国に求めること。

5 情報の把握・発信及び風評被害対策について

(1) 情報把握・情報提供

地震災害や原子力発電所の事故など緊急事態の発生時における連絡通報体制・情報収集体制・現状把握体制を確立し、これらの重要情報を市内外に迅速かつ確実に提供できる体制を構築すること。

(2) 義援金並びに見舞金総額を随時報告すること。

(3) インターネットによる風説の流布への対策を強化すること。

(4) 風評被害を早期に払拭すべく対策を講ずること。

(5) 緊急時における行政嘱託員との連携・情報交換体制を確立すること。

6 インフラの復旧及び整備について

(1) 各種インフラの早期復旧・改良を目指すこと

i) 生活排水処理施設の早期復旧を図ること。

ii) J R 常磐線の広軌道敷整備による高速化を国及び J R 東日本に求めること。

iii) 輸送インフラとしての小名浜港の早期復旧を福島県に求めること。

iv) 学校関連施設の早期復興に向け万全を期すこと。

(2) 沿岸部における早急な津波・高潮・高波対策の確立

(3) 公共施設の集約化を推進するとともに、震災後の耐震性再評価実施と耐震化の早期実現を図ること。

(4) 新エネルギー基地化の整備を推進すること。

7 廃棄物対策について

(1) 災害がれきや災害廃棄物の早期処理

がれきなどの災害廃棄物については、その早期の処理が求められることから、簡便な分別を許容して一括処理を可能とするなどの対応を検討すること。

(2) 災害ゴミの消波材や埋め立て材への活用策を検討すること。

8 地域経済支援及び雇用対策について

(1) 地域経済の現状に鑑み、耐震化・土木建設事業をはじめ平成23年度当初予算の早期執行を図ること。

(2) 産業の早期復興・支援

商工観光業、農林水産・畜産業をはじめ、あらゆる産業の早期復興を図るため、被災した企業や事業者に対し、財政支援や復興支援などの各種支援を強化すること。とりわけ中小企業者に対しては、融資制度の拡充など充実した支援を実施すること。

(3) 雇用の創出と雇用の安定

雇用の創出と雇用の確保を図るため、復旧・復興事業において地元企業への優先発注や地元人材の優先活用を行うとともに、震災による解雇や操業停止による休業を余儀なくされた被用者を臨時雇用するなどの措置を講ずることにより、自立した生活の再建への支援を図ること。

9 復興に対応する財源の確保について

平成23年度いわき市予算の大胆な見直しなどにより、復興に対応する財源の確保に努めること。この場合においては、市民生活の負担に十分に配慮すること。

10 市政の取り組み及び組織体制について

(1) 情報把握・情報提供体制の構築

地震災害や原子力発電所の事故など緊急事態の発生時における連絡通報体制・情報収集体制・現状把握体制を確立し、これらの重要情報を市民に対し迅速かつ確実に提供できる体制を構築すること。また、緊急時の本市の状況を、全国に発信できる広報体制を整備すること。

(2) 災害対策体制の強化・充実

罹災証明書等の早期発給に務めること、専決事項の在り方を検証すること、支援物資の受領と配布に見受けられた縦割り行政の弊害を検証すること、地域を熟知した職員の育成を図ること、ボランティアへの対応（窓口対応も含む。）を改善すること、災害復旧における民間業者との協力体制を再点検すること、被害状況調査の迅速化を図ること及び緊急時の避難経路を改めて検証することについて取り組むこと。

(3) 他地区からの居住者受入態勢の整備

他地区からの居住者の受入態勢を整備し、本市の人口増加や産業集積につなげること。

11 復興計画について

(1) いわき版「災害復興会議の設置」により新たな「防災街づくり計画」の策定と復興推進に係る具体的なビジョンの早期提言を図ること。

(2) 復興計画と未来ビジョンの提示

大規模な被災を踏まえて本市の包括的かつ基本的な復興計画を早期に市民に提示することとし、復興計画には、「防災日本一のまちづくり」、「自然エネルギーの活用を中心としたまちづくり」を掲げ、防災施策とエネルギー施策についての未来像を示すこと。

(3) 震災の記憶を永く留め、後世に伝えるためのメモリアルパーク（祈念施設）を建設すること。